

## 東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない状態が続いている。

これまでは、「東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等に関する試行要領（平成24年6月29日技術管理課長通知、平成26年2月20日最終改正）」（以下「試行要領」という。）第5条に基づき、労働者宿舎の設置に関して必要な事項を定めていたが、本試行要領に具体的に定めることとし、より円滑な事業の推進を図る。

### 1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 平成25年11月1日以降に起工した工事及び平成25年10月31日時点で発注手続き中若しくは契約済の工事であること。
- (2) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定した工事であること。
- (3) 共通仮設費（率計上分）に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工事であること。（ダム・トンネル・空港・建築工事を除く全ての工事）
- (4) 契約工期が12ヶ月（365日）を超える工事及び、契約済の工事については協議開始日以降の残工期が12ヶ月（365日）を超える工事。

### 2 労働者宿舎設置

- (1) 労働者宿舎は、リースを原則とするが、リース契約が困難又は適切でないと判断した場合は、受注者及び発注者の協議により、これによらない方法とすることができるものとする。
- (2) 労働者宿舎の設置にあたり、工事請負契約後に必要事項（宿泊施設を確保出来ない理由、宿舎建設の意向、室数等の規模、設備等）について事前協議することとする。  
なお、労働者宿舎の仕様は、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
- (3) 労働者宿舎設置に要する費用のうち「労働者宿舎仕様基準」に示す標準仕様（以下「標準仕様」という。）については、発注者が見積りを徴収し、適切な費用を計上するものとする。
- (4) 発注者は、建物費の計上にあたり、見積りや図面などから「必要と認められない設備等」が含まれていないかを精査し、適正な部分のみ計上するものとする。なお、対象外と判断した設備等で、受注者が必要とする場合は、受注者負担（撤去含む）とする。
- (5) 「標準仕様」以外の給排水関係又は外構等は、最終精算変更時点で精算できるものとし、受注者は精算により計上する部分に要した金額を証明する書類（領収書、領収書

等の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (6) 受注者は、労働者宿舎の仕様に変更が生じる場合は、協議するものとする。
- (7) 受注者は、当該宿舎を使用できない等の理由により、やむを得ず労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合等については、試行要領第4条被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更(以下「間接費の実績変更の運用」という。)に基づく「宿泊費」又は「借上費」を請求できるものとする。ただし、「建物費」と重複した請求と認められる場合については、実績変更対象間接費における設計変更の対象外とする。
- (8) 建物費の範囲は、下記に示す労働者宿舎の設置費、リース費及び撤去費(建物費で計上した部分のみ)とする。ただし、使用後に宿舎を引継ぐ場合は、撤去費は計上しないものとする。

#### 建物費として計上出来るもの

- (ア) 宿舎(標準仕様部分)
- (イ) 付帯設備(各室、共用)
- (ウ) 厨房室※)
- (エ) 外構等※)
- (オ) 給排水関係※)
- (カ) 宿舎の撤去費用
- (キ) 宿舎に関わる設備撤去費用(給排水関係等)

注) 上記の付帯設備(各室、共用)に要する費用は、「建設業附属寄宿舍規程(厚生労働省)」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン(厚生労働省)」により規定された設備が対象となる。

※) (ウ)、(エ)及び(オ)は、受発注者の協議により、必要に応じて計上できるものとする。

#### 建物費として計上出来ないもの

- (ア) 消耗品費
- (イ) 管理人等給与等
- (ウ) 宿舎の維持・補修に要する費用、用地の借地料及び固定資産税等の租税公課等

注) 上記(ウ)に該当する費用は「共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)」に含まれている。

- (10) 疑義が生じた場合は随時協議するものとする。

### 3 労働者宿舎維持管理

- (1) 「試行要領」による当該宿舎の設置、維持管理及び撤去は、受注者が行うものとする。
- (2) 発注者は、受注者が適切に労働者宿舎を管理するよう、受注者を指導するものとする。
- (3) 該当労働者宿舎は当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり、当該工事に

従事する労働者以外の者は使用できない。

- (4) 受注者は、労働者宿舎建設完了時に、「労働者宿舎仕様基準」に定める事項について、監督員の立会を受けるものとし、あらかじめ立会願を書面により監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、前号の規定の立会に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、監督員に提出しなければならない。
- (6) 労働者宿舎の管理において、訴訟等の問題が発生した場合は、受注者が自らの責任において速やかに解決しなければならない。
- (7) 受注者は、労働者宿舎の引き払い時期について、工事打合せ簿を監督員へ提出し、発注者へ報告するものとする。  
発注者と受注者が協議し、他の工事において引き続き労働者宿舎の使用が可能な場合には、発注者が指定する者へ引き継ぐことができることとする。  
この場合、撤去費は、当該工事に計上しないものとする。
- (8) 受注者は、労働者宿舎撤去又は引き払い完了時に、監督員の立会を受けるものとし、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- (9) 受注者は、前号規定の立会に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、当該工事完成時までに監督員に提出しなければならない。
- (10) 「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領第4条」に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合は、「労働者宿舎の維持・補修に要する費用」及び「租税公課」を加えた下記に示す費用（以下「労働者宿舎実績変更対象費」という。）とし、運用することとする。

構成項目		率分に含まれている主な項目
共通仮設費 (営繕費)	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む）
	労働者宿舎の維持・補修に関する費用	・労働者宿舎の維持・補修に要する費用 ・用地の借地料
現場管理費 (労務管理費)	募集解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業費の食事等（事業負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当
現場管理費 (租税公課)	租税公課	固定資産税等の租税公課等

- (11) 発注者は、宿舎設置協議時に、当該工事の設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する「労働者宿舎実績変更対象費」を、「工事打合せ簿」にて受注者に通知するものとする。また、契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、その都度、

変更となる「労働者宿舎実績変更対象費（見込み額）」を受注者に通知する。

- (12) 受注者は、「労働者宿舎実績変更対象費」を請求する場合は、「工事打合せ簿」に「労働者宿舎等に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等をいう。）を添付して監督員に提出し、実績変更の内容について協議する。（なお、実績報告書及び証明書類の提出期限は協議のうえ決定する。）
- (13) 第12項の協議において、証明書類の妥当性が確認できる場合に実績変更できるものとし、受注者から提出された「労働者宿舎等に係る実績報告書（様式1）」及び証明書類は設計書に添付するものとする。
- (14) 実績変更する場合、共通仮設費及び現場管理費について、それぞれ次式により算出した「実績変更対象間接費（積上げ）」の額を、積上げ計上するものとする。

実績変更対象間接費（積上げ）＝支出実績額－精算変更設計額における実績変更対象間接費（率分）

支出実績額＝労働者宿舎等に係る実績報告書（様式1）の額（ただし、証明書類において確認された費用。消費税を含めない。）

精算変更設計額における実績変更対象間接費（率分）

＝精算変更設計額における共通仮設費（率分）又は現場管理費（率分）×実績変更対象間接費の割合

（1円未満切捨て）

- (15) 「実績変更対象間接費（積上げ）」の額の算出は別紙「実績変更対象間接費（積上げ）算出表（様式2）」によるものとし、「実績変更対象間接費（積上げ）算出表（様式2）」は設計書に添付するものとする。
- (16) 疑義が生じた場合は随時協議をすることとする。

#### 4 当該工事受注者への周知及び協議

発注者は、本要領の1の（1）～（4）に該当する場合、次のとおり記載することとする。

- （1） 入札公告（随意契約の場合、見積書提出通知）に次のとおり記載する。

（記載例）

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」及び「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舍設置の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舍の維持・補修に要する費用

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課

(2) 特記仕様書に、次のとおり記載する。

(記載例)

#### 第◇章 労働者確保及び労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事

1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」及び「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舍設置の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舍の維持・補修に要する費用

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（土木工事標準積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舍の維持・補修に要する費用）の割合：〇〇. 〇〇%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課）の割合：〇〇. 〇〇%

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者宿舍等に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証

明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

## 5 その他

(1) 受注者の責めによる工事工程等の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

付則

この試行要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

付則

この試行要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

付則

この試行要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

付則

この試行要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

## 「労働者宿舎仕様基準」

共 通	
仕 様	仕様は、本基準によるほか、「建設業附属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」によることとし、必要な設備を設けた標準的な仕様とする。
法令遵守	宿舎設置に関する関係法令等を遵守することとし、必要となる手続きは、受注者が行うこと。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">         関係法令等・・・建築基準法、労働基準法（寄宿舍規則の届出）、          消防法、電力・ガス供給、電話線引込及び上下水道接続等に関する法          令       </div>
標準仕様	
配 置	複数棟を設ける場合には、隣棟間隔を4～6mとすること。
構 造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。
階 数	2階建てを標準とする。
間 取 り	共用部は、浴室、便所、洗面室、洗濯乾燥室、食事室（厨房室併設可）、くつ・雨具等収納スペースを設けること。 各室は、洋室とし、半畳程度の物入を設置すること。
面 積	一室3畳（物入除く。）程度以上とし、個室を標準とする。
断 熱 材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・壁：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・床：グラスウール10K t=50mm相当以上
開 口 部	各室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
シックハウ ス対策	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
冷 暖 房	暖冷房用のエアコンを各室に1台設置する。
必要に応じて追加する工事に関する仕様（協議により、追加計上）	
給 水	受水槽については、適宜設置する。
排 水	汚水排水処理は、原則として浄化槽方式とする。
外 構 等	駐車場は、原則として、宿舎室数分以内の駐車スペースとする。
そ の 他	隣地及び敷地地盤の状況等により、対策を講ずる必要がある工事





## 実績変更対象間接費(積上げ)算出表

工事番号		工事名	
------	--	-----	--

## 1. 土木工事標準積算基準の適用日

## 2. 工種区分

## 3. 設計額における実績変更対象間接費の割合

(1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費の割合

 % …a

(2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費の割合

 % …b

## 4. 支出実績額(労働者宿舍等に係る実績報告書(様式1)の額)

(1) 共通仮設費 営繕費

 円 …①

(2) 現場管理費 労務管理費

 円 …②

※ 証明書類において確認された費用

※ 消費税を含めない

## 5. 精算変更設計額における共通仮設費(率分)

共通仮設費(率分)

 円 …③

## 6. 精算変更設計額における実績変更対象間接費(共通仮設費率分)

共通仮設費 営繕費

 0 円 …⑤ = ③×a (1円未満切捨て)

## 7. 実績変更対象間接費(共通仮設費)(積上げ)の額

共通仮設費

営繕費

実績変更対象間接費(積上げ)

 0 円 …⑦ = ①-⑤

## 8. 精算変更設計額(7の実績変更対象間接費(共通仮設費)(積上げ)を含む。以下同じ。)における現場管理費(率分)

現場管理費(率分)

 円 …④

## 9. 精算変更設計額における実績変更対象間接費(現場管理費率分)

現場管理費 労務管理費

 0 円 …⑥ = ④×b (1円未満切捨て)

## 10. 実績変更対象間接費(現場管理費)(積上げ)の額

現場管理費

労務管理費

実績変更対象間接費(積上げ)

 0 円 …⑧ = ②-⑥